

FUTURO

Vol.
19

JANUARY 2021

謹賀新年

コロナウイルスの感染拡大が続いています。お客様へも影響が徐々に広がっているのを感じます。政府は、確固たる指針を示し、国民への支援策と広範囲で無料のPCR検査をすべきです。私たちが不安なく行動するためには、このことは最低限必要です。

このコロナ禍を乗り越えて先に進むためには何が必要か、今年は例年に増しての正念場の年です。一人一人が、現状をしっかりと見る目を養い、責任ある行動をしましょう。

代表取締役・税理士 山本友晴



水前寺 江津湖の朝日

経営理念

- 一、 納税者の権利を護り、税制の民主化に努める
- 一、 中小企業のおよきパートナーとなる
- 一、 共に育ちあう環境づくりに努める

令和2年 年末調整改正

令和2年の年末調整では税制改正、新様式の申告書等変更点が多数あり戸惑われた方も多いのではないのでしょうか。今回の年末調整の主な改正点をまとめました。

1. 基礎控除額の引き上げ(所得制限あり)

基礎控除額が以下のように改正となりました。一律38万円だった控除額が48万円に引き上げられたうえで、所得金額に応じて控除額が引き下げられています。合計所得2,500万円超の場合基礎控除の適用はありません。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2400万円以下	48万円	38万円
2400万円超 2450万円以下	32万円	
2450万円超 2500万円以下	16万円	
2500万円超	—	

2. 給与所得控除額の引き下げ

給与所得控除額が以下のように改正となりました。控除額が10万円引き下げとなったほか、控除上限対象となる給与収入が1000万円超から850万円超へ引き下げられたうえ、控除上限額も220万円から195万円へ引き下げられています。

給与の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	(A)×40%-10万円	(A)×40%
180万円超 360万円以下	(A)×30%+8万円	(A)×30%+18万円
360万円超 660万円以下	(A)×20%+44万円	(A)×20%+54万円
660万円超 850万円以下	(A)×10%+110万円	(A)×10%+120万円
850万円超 1000万円以下	195万円	220万円
1000万円超		

3. 所得金額調整控除の新設

1、2の改正により増税となるのは年収が850万円を超える方々です。年収が850万円を超える方のうち、一定の要件に該当する方の税負担を減らすために新設されたのが「所得金額調整控除」です。次の要件を一つでも満たす場合、収入金額に応じて最大15万円の控除が受けられます。

- ①本人・扶養親族・同一生計配偶者のいずれかが特別障害者
- ②23歳未満の扶養親族を有する

4. 申告書の様式変更(マル基配所)

1~3の改正に伴い新たに記入が必要になった申告書が「給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書(マル基配所)」です。名前の通り3つの項目に分かれており、ご自身が該当する項目のみ記入すればOKです。

図1の赤色部分**基礎控除申告書**は年末調整を受ける方はほぼ全員が記入対象です。忘れずに記入をお願いします。

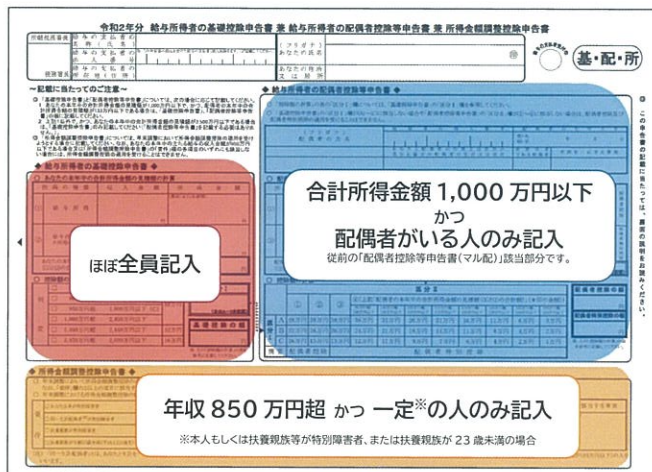


図1

出所: MyKomon

給与所得者の基礎控除申告書

対象: 本年中の合計所得金額の見積額が2500万円以下

給与所得者の配偶者控除等申告書

対象: 配偶者控除・配偶者特別控除を受ける方
配偶者控除・配偶者特別控除を受ける方は**基礎控除申告書**⇒**配偶者控除等申告書**の順に記入してください。

所得金額調整控除申告書

対象: 年収850万円超かつ以下のいずれか一つを満たす方

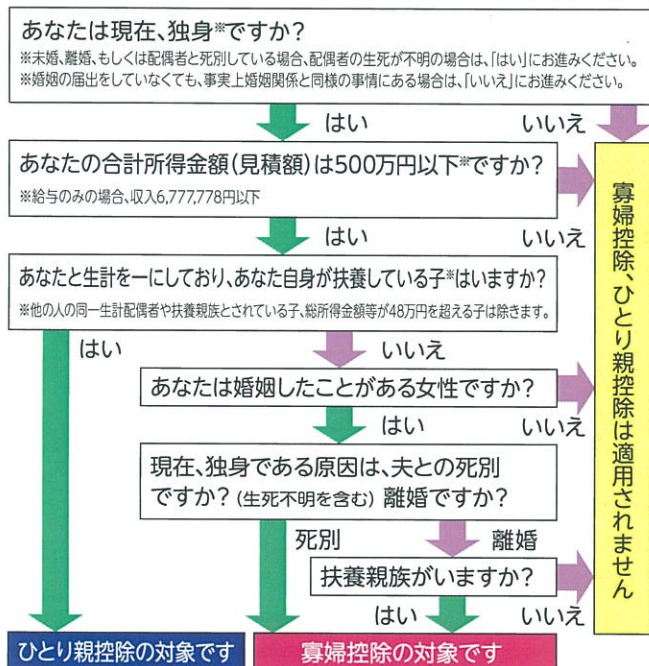
- ①本人・扶養親族^(※)・同一生計配偶者のいずれかが特別障害者
- ②23歳未満の扶養親族^(※)を有する

※所得金額調整控除における扶養親族は、扶養控除とは扱いが異なりますのでご注意ください。
例えば、夫婦双方がそれぞれ年収850万円を超え、20歳の扶養親族が一人いる場合、扶養控除は夫婦のどちらか一方でしか受けられませんが、所得金額調整控除については夫婦の両方が受けられます。

5. ひとり親控除・寡婦(寡夫)控除改正

寡婦(寡夫)控除・特別の寡婦控除についても見直しが行われました。要件に所得制限(所得500万円以下)が追加されたほか、これまでは寡婦控除の対象外であった未婚のひとり親が控除対象となりました。(事実婚の場合を除く)

改正後の「ひとり親控除」「寡婦控除」の対象となるかどうかは、こちらでご確認ください。



出所: MyKomon

6. 年末調整手続の電子化

各種控除申告書を作成する際、従来はハガキ等紙の控除証明書等を添付して作成する必要がありましたが、令和2年の年末調整から紙の控除証明書等に代えて電子データ添付での提出が可能になりました。手順は以下の通りです。

- ① 保険会社等から控除証明書を電子データで受け取る
- ② 国税庁が提供する年末調整控除申告書作成ソフトウェアや民間のソフトウェアに①の証明書データを取り込み控除申告書を作成
- ③ 作成した控除申告書を事業所にデータで提出

なお、事業所が従業員から各種申告書を電子データで受け取るためには電子化に対応した環境を整えたくて税務署に届出書を提出し、事前に承認を受ける必要があります。

来年度の固定資産税の減免

売上が減少した中小事業者等は、減少率に応じて、令和3年度(2021年度)の固定資産税(都市計画税を含む。以下同じ。)が申告により減免されます。

<対象は?>

対象は中小事業者等に該当し、かつ、性風俗関連特殊営業を行っていない事業者です。減免対象となる固定資産税は、次の資産に係る固定資産税です。**※土地は対象外です。**

- ・ 事業用家屋
- ・ 設備等の償却資産

売上の減少率に応じた減免は以下の通りです。

売上減少率	減免
30%未満	—
30%以上 50%未満	1/2
50%以上	全額

『売上の減少』とは、2020年2月から10月までの間における任意の連続する3ヶ月間の売上合計額が前年同期比でどれだけ減少したかをいいます。

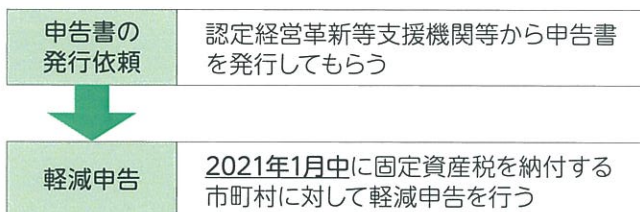
2020年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
この間の連続する3か月間の合計額											

『売上』とは、事業収入となる売上高を指し、給付金や

補助金収入、事業外収益は、『売上』に含めません。尚、『売上』の比較は事業や店舗・事業所単位ではなく、事業者単位となります。

<手続きは?>

減免の手続きの流れは、次のとおりです。



必要書類

- ・ 市町村が定める申告書(誓約事項)
- ・ 会計帳簿等
- ・ 青色申告決算書、収支内訳書等(個人の場合)

発行を受けた申告書及び当該発行を受けるために認定経営革新等支援機関等に提出した必要書類一式を、2021年1月末日までに、固定資産税を納付することとなる市町村へ提出(軽減申告)します。

この場合、納付する市町村が複数あるときは、各市町村へ申告します。

軽減申告の期間は正味1ヶ月間ならずと、期間が短いことが非常に厄介です。必要書類をご準備のうえ、認定経営革新等支援機関等(当事務所の担当者)へお早めにご連絡下さい。

確定申告のご案内

確定申告の申告期間は

令和3年2月16日(火)～3月15日(月)となります。

個人で事業を営まれている方のほか給与所得者であっても以下に該当する方は確定申告を行う必要があります。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方

確定申告にあたって必要となる主な資料は以下のとおりです。時期が近づきましたら担当者よりご連絡をいたします。準備はお早めにおすすめてください。下記の表はチェックリストとしてご活用ください。

【収入関係】		【所得控除関係】			
給与収入がある方	申告する年分の給与所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>	医療費控除を受ける方	医療費控除の領収書もしくは医療費通知	<input type="checkbox"/>
公的年金を受給されている方	申告する年分の公的年金等の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>	社会保険料控除を受ける方	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等 ^(※1)	<input type="checkbox"/>
その他収入がある方	収入金額及び必要経費が分かる書類等	<input type="checkbox"/>	小規模企業共済等掛金控除を受ける方	支払った掛金額の証明書	<input type="checkbox"/>
【税額控除関係】		生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方		保険会社等が発行する支払額などの証明書 ^(※1)	<input type="checkbox"/>
(特定増改築等)住宅借入金特別控除を受ける方 注:適用2年目以降 初年度はその他必要書類あり	①金融機関からの銀行借入残高証明書 ②住宅借入金特別控除額の計算明細書	<input type="checkbox"/>	寄付金控除を受ける方	寄付した団体などから交付を受けた寄付金の受領証 ^(※2)	<input type="checkbox"/>

(※1) 給与所得者が既に年末調整で控除を受けている場合は不要です。
(※2) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けた方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができませんので「寄付金受領証明書」をご持参ください。

参照:国税庁ホームページ

【新型コロナウイルスの感染予防対策】

弊社では新型コロナウイルスの感染予防として、次のような取り組みを行っております。
マスク着用により会話や通話が聞き取りにくいなど、ご不便をおかけすると思いますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

- ① マスクの常時着用を義務付け
- ② 出入り口に手指の消毒薬の設置
- ③ 朝の清掃時、昼食時など、適宜、窓を開けて換気の励行
- ④ 外出から戻った際の手洗い・うがいの励行
- ⑤ 除菌シート・除菌スプレーによるテーブルやドアノブ等の除菌清掃

令和3年 主な行事予定

- 1月5日(火) ■ 仕事始め
- 1月12日(火) ■ 給与等源泉所得税の納付期限(特徴住民税含)
- 1月20日(水) ■ 給与等源泉所得税の納付期限(納付・納期限の特例適用者)
- 2月1日(月) ■ 給与支払報告書・法定調書合計表・償却資産申告書の提出期限
- 3月15日(月) ■ 所得税確定申告・提出期限及び納付期限
- 3月31日(水) ■ 個人事業者消費税確定申告・提出期限及び納付期限
- 7月12日(月) ■ 半期分給与等源泉所得税の納付期限(納付の特例適用者)
- 8月13～15日(金～日) ■ お盆休み

相続税対策のすすめ

皆さまは相続税の対策は済んでいますか?
相続が発生すると相続税の問題など頭の痛いことばかりです。
事前に相続税の対策をとれば、残された方々の重荷を少しでも減らせます。
当事務所では、相続税のシミュレーションをして、対策のアドバイスができます。
ぜひ一度ご相談ください。

業務内容		報酬	例
相続シミュレーション	簡易版	無料	相続税がどのくらいかかるのか概算額が知りたい。また、対策の提案を受けたい方
	詳細版	有料 (目安10万円)	土地現地調査等でより正確な相続税計算をおこなったうえで、対策の提案を受けたい方
個別相談		有料 (1時間5千円)	相談したいときに、連絡するので相談にのってほしい。
研修講師			各種団体で、相続セミナーを開催して説明してほしい。

毎月1日は『無料相談日』です!

相談内容 ● 相続税 ● 贈与税 ● 所得税 等 税に関するご相談
お気軽にご相談下さい。(出張・電話相談も致します)

要予約

発行者

有限会社九州中央経理
山本友晴税理士事務所

〒862-0962 熊本市南区田迎5丁目7-6 EL.SOCIOビル2F
TEL.096-370-1722 FAX.096-370-1723 HP:https://www.c-tax2011.co.jp/

個人情報に関して修正、利用停止、削除などの必要が生じた場合には、お手数ですが上記発行者までご連絡いただきますようお願い申し上げます。適宜、ご要望に応じた対応をさせていただきます。